

尾鷲市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内において次の土地が新たに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成25年9月27日

尾鷲市長 岩 田 昭



新たに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
尾鷲市三木浦町字長西地336番2、-339番、376番1、377番、379番、380番、432番、433番、434番1、435番2、436番1、436番4の地先公有水面埋立地3,427.01平方メートル	三木浦町字長西地